

豊中市男女共同参画推進連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 男女共同参画社会を実現するための諸施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、人権行政推進本部会議の下に、豊中市男女共同参画推進連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会を実現するために実施すべき施策に係る基本的な方針の協議に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現をするための施策の調整に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために市民協働部理事が必要と認める事項。

(組織)

第3条 会議は、議長及び委員で組織する。

2 議長は、市民協働部理事をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、議長が必要と認めるときは委員を追加することができる。

(議長)

第4条 議長は会議の事務を総理する。

2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が定めた委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集し、主宰する。

(専門部会)

第6条 連絡会議は、その所掌事務を行うにあたり、特定事項の調査及び検討をさせる必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、会議の委員の中から議長が指定する者をもって充てる。ただし、議長が必要と認めるときは会議の委員以外の者を専門部会の委員とすることができる。

3 専門部会の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

(実務担当者会議)

第7条 連絡会議は、その所掌事務を行うにあたり、実務担当者に特定

事項の調査及び検討をさせる必要があると認めるときは、実務担当者会議を置くことができる。

2 実務担当者会議は、連絡会議委員の推薦を受けた者で組織する。

3 実務担当者会議は、必要に応じて市民協働部人権政策課長が招集し、これを主宰する。

4 実務担当者会議は、作業班を置くことができる。

5 実務担当者会議の運営について必要な事項は市民協働部人権政策課長が別に定める。

(関係者の出席等)

第8条 議長は連絡会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 市民協働部人権政策課長は実務担当者会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(総務)

第9条 会議の総務は、市民協働部人権政策課が行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

■ 別表（委員）

所属部	職名
総務部	人事課長 職員課長 行政総務課長
都市経営部	デジタル戦略課長 広報戦略課長 危機管理課長
都市活力部	産業振興課長 スポーツ振興課長
市民協働部	地域連携課長 くらし支援課長 人権政策課長
福祉部	福祉事務所長 障害福祉課長 長寿社会政策課長 地域共生課長
健康医療部	保険相談課長
こども未来部	こども政策課長 こども支援課長 こども事業課長 子育て給付課長 おやこ保健課長
都市計画推進部	住宅課長
市立豊中病院	事務局病院総務課長
上下水道局	経営部総務課長
消防局	消防総務課長
教育委員会	学校教育課長 社会教育課長 読書振興課長 教職員課長 教育総務課長 児童生徒課長
選挙管理委員会事務局	事務局長
豊中市伊丹市クリーンランド	総務課長